

(参考)

住居表示の原則（大阪市の場合）

1. 住居表示は、建物につけられた番号で、次のように表わす。

××○丁目	○番	○号
町名	街区符号	住居番号

2. 街区符号は、「番」で表わす。（図1）

（1）町、丁目区域の中で、道路などを境にして、いくつかの区画（街区という。）に分け、大阪城に近い方から順序よく番号がつけられる。この番号を「街区符号」という。

（2）街区の大きさの標準は、約 5,000 平方メートル（正方形の街区では、一辺が約 70 メートル）である。この中に約 40 の住居（点検対象数）が含まれている。

3. 住居番号は、「号」で表わす。（図2）

（1）街区の周辺を 10 メートル間隔に区切り、大阪城に近い方から右回りに順序よく番号がつけられる。この番号を「基礎番号」という。

（2）住居番号は、建物の主な出入口、又は通路が接する街区境界線の基礎番号に基づいてつけられる。

4. 住居番号の特例

中高層建物の住居番号は、団地のように棟番号のあるものについては、「棟番号」と「部屋番号」によって表わし、1 棟だけのものについては、「基礎番号」と「部屋番号」によって表わす。

5. 新築家屋の住居表示決定方法

新住居建築時、所有者又は居住者が区役所へ「建築物等新築届」により申請を行い、区役所が現場調査を行って決定する。

決定したものについては、区役所が「付定通知書」を送付し、住居番号を貼る。

根拠法令

住居表示に関する法律（昭和 37. 5. 10. 法律第 119 号）

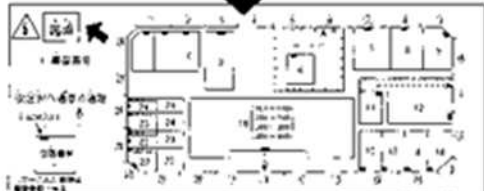
（目的）

第 1 条 この法律は、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

◀図1▶ 地区符号のつけ方



◀図2▶住所番号のつけ方



●新しい住所の表わし方

● 一般家庭の場合

要約: 本論文は、日本の経済成長と環境問題の関係を考察する。特に、高度経済成長期における公害問題の発生とその背景を分析し、持続可能な開発のための政策提言を行う。

283

史樹德 大新法之國學之史時，3卷集の1
市川武 大新法之國學之史時，3卷集の1

● 型地・中低層建物の場合

學海金鑑 卷之四

大正十三年二月二日 日 出 五 時 一 分
 降 雪 量 四 釐 二 毫

642

丁西恩 天津北塘人，西塘派，丁巳年冬月
自奉学生，丁巳年秋赴生为塾师，丁巳年
丁西恩 天津北塘人，丁巳年冬月

●表示板の取り付け方

戦後の世情が不安定な中、戦時中とは、大分ちがうので、酒に酔つたり情を吐くこともないで静かに待つように、野の西宮への胸に恋の雲を、白き家路の入口、門柱と見れば、縁のに月影の一枚を翳し、待つことになつてゐます。

